

閱覽用

平成 30 年 5 月 18 日

第 5 回二本松市農業委員会総会議事録

二本松市農業委員会

第5回 二本松市農業委員会総会議事録

- 1 開催日時 平成30年5月18日(金) 午後2時00分から午後3時9分
- 2 開催場所 二本松市役所 正庁
- 3 出席した委員

会長 35番 武藤 良一

会長職務代理者 1番 奥平 貢市

1番 奥平 貢市	2番 佐藤 喜八	3番 武藤 栄利
5番 野地 太郎	6番 安齋 吉浩	7番 菅野 達雄
8番 佐藤 信喜智	9番 安齋 栄	10番 鈴木 春雄
11番 高宮 文作	12番 石川 重彦	13番 平 義一
14番 菅野 洋一	15番 佐久間 敏	16番 三浦 喜周
17番 安齋 康夫	18番 佐藤 幸雄	19番 菅野 誠治
20番 松本 正典	21番 渡辺 久	22番 安齋 敏明
23番 堀川 英二	24番 佐藤 勝則	25番 安齋 喜八
26番 中山 博之	28番 菊地 安夫	29番 菅野 富子
30番 本多 芳司	31番 服部 栄一	32番 菅野 保治
33番 鈴木 賢一	34番 武藤 一夫	35番 武藤 良一

4 欠席委員

16番 佐久間 敏 委員、26番 中山 博之 委員、

5 遅参委員

6 議事日程

第1 議事録署名委員の指名

第2 会期の決定

第3 会議書記の指名

第4 議案第35号 現況確認証明申請について

第5 議案第36号 農地法第3条の規定による許可申請について

第6 議案第37号 農地法第5条第1項の規定による許可後の事業計画変更申請について

第7 議案第38号 農地法第4条第1項の規定による許可申請について

第8 議案第39号 農地法第5条第1項の規定による許可申請について

第9 議案第40号 農業経営基盤強化促進法に基づく農用地利用集積計画の承認について(利用権貸借)

7 農業委員会事務局職員

事務局長 菊地秀子 農地係長 野地 通 農地係 相川 誠

8 会議の概要

議長（武藤良一）会長 委員会に先立ちまして委員の皆様申し上げます。

携帯電話はマナーモード又は電源オフにされますようお願いいたします。

また、委員会での説明は、簡潔にお願いします。

議長（武藤良一）会長 これより、平成30年第5回二本松市農業委員会を

開会します。

(宣告 午後2時00分)

議長(武藤良一)会長 委員の出席状況を報告いたします。

出席委員は、33名中、31名で定足数に達しておりますので、本総会は成立しております。

本日、15番 佐久間 敏 委員、26番 中山 博之 委員より欠席の旨報告がありましたので、ご報告いたします。

議長(武藤良一)会長 それでは、日程第1、二本松市農業委員会会議規則第20条第2項に規定する議事録署名委員ですが、議長から指名させていただくことにご異議ありませんか。

(異議なしの声)

議長(武藤良一)会長 それでは、7番 菅野 達雄 委員、8番 佐藤 信喜智 委員の両名を指名いたします。

日程第2、会期の決定についてお諮りいたします。本総会の会期は、本日1日といたしたいと思いますが、これにご異議ございませんか。

(異議なしの声)

議長(武藤良一)会長 異議なしと認め、会期は本日1日間と決しました。

日程第3、会議書記の指名 会議書記には、事務局職員 菊地秀子さんと野地 通君を任命します。

議案の個人情報の扱いについてであります。個人情報保護の観点から、取

扱には十分注意いただきますようお願いいたします。

それでは日程第4、

議案第35号 「現況確認証明申請について」を議題といたします。

事務局の説明を求めます。

(事務局説明)

議長（武藤良一）会長 事務局の説明が終わりました。

引き続き、本議案について、担当委員の調査結果の報告を求めます。

23番（堀川英二）委員

議案第35号番号1と2について地区担当委員ですので、続けて報告させていただきます。先ほど事務局より説明がありましたが、5月7日の月曜日に安達地区委員の野地太郎委員、鈴木春雄さんと私、菊地局長さんと森島さんと現況を確認いたしました。

まず番号1については約25年から30年前まで野菜作付と養蚕業を営んでおりましたが、高齢化とともに廃業により耕作ができない状況となりまして、土地が荒廃化し山林及び原野と判断いたしました。

続いて番号2についてご報告いたします。平成2年以降養蚕業を廃業し、作付もしておらず雑木等が生い茂り荒廃化したもので原野と判断いたしましたので、番号1と2につきまして皆様のご審議よろしくをお願いいたします。以上でございます。

8番（佐藤信喜智）委員

議案35号の3番について調査結果を発表します。5月8日の日に事務局から2名、局長、森島さん、安齋喜八委員と安齋敏明委員と私の5人で調査してまいりました。現地に行く道もないことからやむを得ないのではないかとということでございます。皆様のご審議よろしく申し上げます。

25番 (安齋喜八)委員

議案35号の4番から13番まで一括してご説明申し上げます。内容については事務局説明のとおりでありまして、5月の8日、安齋敏明委員、佐藤信喜智委員、私と事務局長、森島さんの5人で現地をすべて確認しました。内容については事務局説明のとおりでありまして、震災以降荒廃化しておりましてやむを得ないということで確認してきましたので皆様のご審議よろしく申し上げます。以上です。

議長 (武藤良一) 会長 以上で、担当委員の報告が終わりました。

これより、只今の事務局並びに担当委員の報告に対する質問及び意見を許します。

質問、意見ございませんか。

(意見なし)

議長 (武藤良一) 会長 それでは採決いたします。

議案第35号1から13について、原案のとおり決定することに賛成の委員は挙手をお願いいたします。

(全員挙手)

議長（武藤良一）会長 全員賛成ですので、議案第35号1から13については原案のとおり判定することに決定いたしました。

次に日程第5、

議案第36号 「農地法第3条の規定による許可申請について」を議題といたします。

事務局の説明を求めます。

（事務局説明）

議長（武藤良一）会長 事務局の説明が終わりました。

引き続き、本議案について、担当委員の調査結果の報告を求めます。

10番（鈴木春雄）委員

36号1番について現地調査の結果を報告いたします。5月の11日、譲受人である[]さんと現地で会いまして申請内容について聞き取り調査を行い、現地調査をし確認して参りました。譲渡人である[]さんは現在福島の方に、娘さんの方にですね、ここに書いてあります[]さんの方にお世話になっておりまして現地に来れないということで電話で、一応[]さんに確認いたしました。現地確認のほうは任せるということであつたものですから、私が現地確認をしてきました。譲渡人等につきましては事務局説明のとおりでございますが、譲受人の[]さんは川俣町の山木屋に住んでまして稲作とタバコを大きくやっておつた農家の方でございます。原発事故で避難を余儀なくされまして現在は松川町に住んでおります。最近ですね、前々回ですか、第

5条で出たんですが、住宅建設ということでこの購入する畑の近くに現在住宅を建設中ということであります。私としましては許可相当と思いますので皆様のご審議をよろしくお願いいたします。

23番（堀川英二） 委員

議案第36号番号2と3について調査内容をご報告いたします。5月12日に■■■さんと■■■さん宅をお訪ねいたしまして、調査聞き取りをいたしました。先ほど説明どおりで番号2については■■■さんと■■■さんは親子でございまして、経営を移譲して息子さんが継承するということです。番号の3については■■■さんと■■■さんは親子でありまして、合計21筆ですけど農業経営を移譲して息子さんがすべて継承するということですので、番号2と3については私は何ら問題ないと判断いたしましたので、皆様のご審議よろしくお願いいたします。以上でございます。

30番（本多芳司） 委員

議案第36号4と5について調査結果の報告をいたします。番号4ですが■■■さんは元市役所職員で今は退職されております。譲受人の■■■さんは以前商工会に勤務しておりました。こちらも退職されているんですが、■■■さんの田んぼが■■■さんの目の前にあるということで、ここ4～5年は耕作しておらず保全管理だったということではありますが、利便性も■■■さんの方がよいということで事務局説明のとおり有償移転することに間違いありませんでした。特に問題なく許可相当というふうに思っておりますの

で皆様のご審議よろしく申し上げます。

番号5でございますが、譲渡人の[]さんは福島に住んでおりますけれども、相続によってこの戸沢大久美の農地を取得いたしました。1年数ヶ月前だと思っております。譲受人の[]さんは千葉県出身の方で古民家を探しておりまして、この[]さんの親が所有していた古民家を取得いたしまして農業をですね、退職して農業を、田舎暮らしで農業をしております。震災があったものですから、いろいろ計画があったようでございますが農産物の野菜とか野菜の出荷が難しいということで、今は花木を中心にここでやっているということでございます。なかなかお会いできなくて電話での確認だったんですが、いろいろ事情を聞きましたけれども特に問題ないというふうに思いますので皆様のご審議よろしくお願ひいたします。

議長（武藤良一）会長 以上で、担当委員の報告が終わりました。

これより、只今の事務局並びに担当委員の報告に対する質問及び意見を許します。

質問、意見ございませんか。

7番（菅野達雄）委員

1番と4番と5番の売買単価を教えもらいたい。

事務局 今の質問にきまして、番号1の売買代金は10アールあたり[]円です。番号4につきましては売買代金10アールあたり[]円です。番号5につきましては売買代金10アールあたり[]円です。以上です。

議長（武藤良一）会長 よろしいですか。 その他ございませんか。

それでは採決いたします。

議案第36号1から5について、原案のとおり許可することに賛成の委員は
挙手をお願いいたします。

（全員挙手）

議長（武藤良一）会長 全員賛成ですので、議案第36号1から5について
は、原案のとおり許可することに決定いたしました。

次に、日程第6

議案第37号「農地法第5条第1項の規定による許可後の事業計画変更申請
について」を議題といたします。

事務局の説明を求めます。

（事務局説明）

議長（武藤良一）会長 以上で事務局の説明が終わりました。

引き続き、本議案について、担当委員の調査結果の報告を求めます。

31番（服部栄一）委員

5月14日、■■■■さんの立ち合いのもとに現場において説明を求めました。
■■■■さんと■■■■さんは親子でございまして、■■■■さんと■■■■さんは孫にあ
たっております。当初の計画ですと図面の公図で分筆して許可をもらったそう
でございますが、そのあと実測してみたら一部について進入路の無断転用があ
ったということであとで5条が出てきますが、内容について確認をせずに転用

申請をしたのは大変申し訳なかったということでございます。5条の申請の時に顛末書に出ておりますので、現場を見てみますと不本意ながら仕方がないと判断してまいりました。内容につきましては私としては許可相当であるということ判断してきましたので皆様のご審議をお願いしたいと思います。同一場所の分筆でございますので、内容については1、2についても内容については同じでございます。以上でございます。

議長（武藤良一）会長 以上で、担当委員の報告が終わりました。

これより、只今の事務局並びに担当委員の報告に対する質問及び意見を許します。

質問、意見ございませんか。

（意見なし）

議長（武藤良一）会長 よろしいですか。それでは採決いたします。

議案第37号1、2について、原案のとおり承認することに賛成の委員は挙手をお願いいたします。

（全員挙手）

議長（武藤良一）会長 全員賛成ですので、議案第37号1、2については、原案のとおり承認することに決定いたしました。

次に、日程第7

議案第38号「農地法第4条第1項の規定による許可申請について」

を議題といたします。

事務局の説明を求めます。

(事務局説明)

議長(武藤良一)会長 以上で事務局の説明が終わりました。

引き続き、本議案について、担当委員の調査結果の報告を求めます。

28番(菊地安夫)委員

議案第38号番号1について只今事務局の説明内容とおりです。5月13日に■■■■氏に内容を確認し現地にて話を聞きました。およそ40年前自宅敷地に自動車駐車スペースがなかったために、当時野ざらしであった土地に屋根をかけ駐車場として使用していたとのこと。今後このようなことがないよう農地法を守りますので何卒よろしく申し上げますとの顛末書も添付されておりますので、私としてはやむなく許可相当であると思います。皆様の審議をお願いいたします。

13番(平 義一)委員

議案38号の2について調査結果を報告いたします。5月13日の日に■■■■さんのお宅にお邪魔いたしまして現地調査してまいりました。先ほど事務局の説明のとおりで、顛末書が出ておりますので一部抜粋して朗読させていただきます。県道拡幅工事に伴い見通しが悪くなり大小3件の事故が発生したことから、日常の使用に危険を感じ当該地を道路として使用しておりました。農地法等の法律に関して全く無知であり調査をせずに転用してしまいました。今後も交通安全の面からも引き続き本地を道路として使用させていただきたいと

いう趣旨の顛末書でございます。現状その場所は既にアスファルト舗装がされておりまして、今後農地に復旧するのなかなか大変なような状況でございますので、私としてはやむを得ないかなと判断してきた次第でございます。皆様のご審議よろしくお願いいたします。以上でございます。

議長（武藤良一）会長 以上で、担当委員の報告が終わりました。

これより、只今の事務局並びに担当委員の報告に対する質問及び意見を許します。

質問、意見ございませんか。

（意見なし）

議長（武藤良一）会長 よろしいですか。それでは採決いたします。

議案第38号1、2について、原案のとおり許可することに賛成の委員は挙手をお願いいたします。

（全員挙手）

議長（武藤良一）会長 全員賛成ですので、議案第38号1、2については、原案のとおり許可することに決定いたしました。

次に、日程第8

議案第39号「農地法第5条第1項の規定による許可申請について」を議題といたします。

事務局の説明を求めます。

（事務局説明）

議長（武藤良一）会長 事務局の説明が終わりました。

引き続き、本議案について、担当委員の調査結果の報告を求めます。

28番（菊地安夫）委員

議案第39号番号1について只今事務局の説明内容のとおりです。5月13日、譲渡人■■■■氏に現地にて内容を確認し、同日譲受人■■■■氏に連絡を取り確認いたしました。特に問題なく許可相当であると思います。皆さんの審議お願いいたします。

14番（菅野洋一）委員

39号の2について調査報告をいたします。15日、■■■■さんと現地にて現場を確認いたしました。■■■■さんについては都合により欠席だったものですから電話で確認いたしましたけれども、只今の事務局説明とおり問題なく許可相当と思います。皆様のご審議よろしく申し上げます。

17番（安齋康夫）委員

それでは議案第39号の番号3について調査内容を報告いたします。5月14日に貸付人の■■■■さん、それから■■■■さんは何回も電話しても出なかったため■■■■さん、それから借受人の■■■■の工事部長の■■■■さんと連絡を取りまして現地を確認して参りました。現地は4号バイパスからグリーンセンターの方に入っていく高架橋の下でございます。この高架橋の耐震工事をするということで、現地に工事用の現場事務所を設けるということでもあります。

私としては許可相当と判断いたしましたので皆様のご審議よろしく願いいた

します。以上です。

33番（鈴木賢一）委員

議案の第39号の私の担当は4番、5番、6番ということですのでご説明をいたします。まず4番から。去る13日ですか、譲渡人と譲受人の3名立会いの下確認をしてみました。■■■さんと■■■さんは親子と言いますか、娘婿が■■■さんということであります。それで、実家から土地を譲ってもらって住宅を新築するということであります。■■■さんはそれに通じる通路の部分ということであります。事務局説明のとおり特に問題ないのかなと思っています。それから5番であります。これも13日に両者立ち合いの下に現地確認をいたしました。事務局説明のとおり、体が不自由ということで平地に住宅を持ちたいということであります。それから6番でありますけども、これも13日に■■■さん宅に伺いまして、■■■さんと■■■さんは親子ということでありまして、息子さんが住宅を新築するということになりまして、今の建築法からいくと30度以下でないと住宅が建てられないということでもありますので、農地を削って住宅を新築するということでもあります。私としては3件については特に問題ないかなと思っています。皆様方のご審議よろしくお願ひしたいと思ひます。以上です。

13番（平 義一）委員

議案第39号の7についてご報告申し上げます。先ほど議案38号2で出てきた案件と同一案件であります。譲渡人の■■■さん、それから譲受人の■■■さ

ん、■■■さんは孫さんに当たられると思うんですが、先ほどの案件で承認されましたので私としては問題ないと判断しております。皆様方のご審議よろしく
お願いいたします。以上です。

3 1 番（服部栄一）委員

先ほど審議いただきました議案第37号の1と2に関係するところでございます。番号8でございますが、ここの所の進入路7.3mがですね、先ほど事前に許可申請を受けたところに入っており、これが無断転用だったということの申請でございます。顛末書は出ておりますが、譲渡人の息子さんが長年農業委員をやっていたということで非常に恐縮しております、私も知らないうちにこのようなことになって申し訳ないというような口頭での話もいただきました。中身を見ますと道路法の24条の申請が当然必要な場所でございます、正当な手続きをしていれば当然許可が適当である場所でございます。ただ手続きがしていなかったということで非常に問題が生じた部分でございますので、私としてはやむを得ないと判断してまいりました。本人も今後このような事態にならないように厳重に注意しますということでございますので許可相当と判断してまいりました。皆様のご審議をよろしく申し上げます。以上でございます。

2 2 番（安齋敏明）委員

議案第39号番号9について調査内容を報告します。内容は先ほどの事務局の説明のとおりです。5月14日貸付人の■■■さんに聞き取り及び現地調査を行いました。同じ日なんですが、5月の14日に借受人の■■■の担当の■■■

さんに電話で聞き取り調査を行いました。調査の結果特に問題なく許可相当と
私思います。皆様のご審議よろしく申し上げます。以上です。

24番（佐藤勝則）委員

議案第39号の10番につきまして聞き取り調査を行いましたのでご報告申
し上げます。5月の12日に貸付人の■■■■さん宅にお伺いしまして話を聞
き、現地を確認して参りました。なお、借受人の■■■■は福岡
県にありますので、電話で工事部長の■■■■さんと連絡を取り合いまして、間違
いはないということで確認しました。なお、この案件の転用理由につきまして
は事務局説明したとおりなんですけれども、■■■■さんがたまたま10月に現地
を確認に行ったところ自分の土地にパネルが設置されていたということで■■■■
■■■■の工事を担当した職員に申し出をしまして、後日改めて測量をしまし
たところ越境しているという事案でございます。その後■■■■さんと■■■■
■■■■さんの話合いでこの土地を■■■■さんが借り受けるということで今回
の申請に至っております。なおこれに対しまして■■■■さんの方から顛
末書が出ておりまして、若干読み上げていきます。概要経過等につきまして、
無許可にて農地法の許可が必要な土地を利用した。原因について、太陽光事業
に伴う造成工事において、作業中杭を破損してしまい許可を受けている土地と
許可を受けていない土地の境界が不明瞭になった。上記にもかかわらず杭を明
確にしないまま作業を続行してしまい、工事が終了間際の測量時に越境してし
まっていることが発覚しました。今後の対応策、関係各位の皆様には大変ご迷

惑をおかけいたしまして大変申し訳ございません。今後は造成作業時の杭の重要性を認識するとともに、社員一同周知徹底して作業にあたるものいたします。以上顛末書も出ておりますので、私としてはやむを得ないのかと思っておりますので皆様のご判断よろしく申し上げます。以上です。

議長（武藤良一）会長　以上で、担当委員の報告が終わりました。

これより、只今の事務局並びに担当委員の報告に対する質問及び意見を許します。

質問、意見ございませんか。

11番（高宮文作）委員

39号10番について、最後のですね太陽光パネルの設置に関しての意見、反対まではいかない、意見なんですけど、非常に危惧しております。実は私のほうの原七地区にもですね、同じようなケースで太陽光パネルが建てられました、これも気づいた時点で行政のほうに話をしましたらばこれも同じだと思うんですけど、規制外の場所も雑種地とか山林なので規制がかからない所なんで行政でもチェックしようがないんだと、被害とか実害が起きるまでは文句言えないんだとのことだったんですが、実際私の裏山だったものですからこの前の大風で被害がありまして、パネルが撒かれて被害がありまして、その時は市としてはすぐ対応は取っていただいたんですけども、他にもやられてですね、太陽光パネルは私の聞く範囲内ではいわゆる投機目的ですね、金もうけだということで所有者がころころ変わったりする、どこが、誰がやっているか分からな

くなる危険性がある。実際そういう風になっているんですけども。かつ、私も現場で見ますと工事に来ているのは外国人なんですね。そういう方がやっていて、実際やっている前に用水路が通っていて用水路の弁が壊されてしまいました。すぐ補修はしてもらったんですけども。要するにこの土地もそうなんですけど地域の中で全然合意もなし、7畝歩も、ちょっとした面積でないわけですから、それを杭打ち間違っただけからなんてそんないい加減な言い訳信用できないし、そんなこと認めてしまったら何でもありになってしまいます。今我々の原セの地域でもなんでこんなことになったんだと問題になっていますし、周辺の農地にも多大なる影響が想定されます。余談ですけども、私山菜とっているんですけどもその脇で、コシアブラとったんですけどもずっと下がってたんですけど、その工事するのにたぶん土埋めたおかげでまた放射能の濃度が上がってしまいました。まあそういうこともありますので、今回意見でいいですけども、このまま捨ておいていいのかなと率直な意見を申し上げました。以上です。

16番（三浦喜周）委員

私も同じことなんですけど、プロが杭を無くしてそのまま仕事を続行するというのはあり得ないことです。こういうのを平気で仕事を続行するという事はこの会社の体質、そういうことが問われる問題だと思います。その後のことについては高宮委員から細かくありましたので私から余計なことは言いませんが、危惧される問題だなというふうに感じました。以上です。

24番（佐藤勝則）委員

これは元々は[]というのが売電事業で請け負ってやっていた訳なんです。それでその[]から[]に申請業務と測量業務と造成工事を一次下請けとしておろしている形になっているんです。そういう手続きを踏まえている最中に売電事業だけを[]さんのほうに[]さんが売ったんです。[]さんが本来工事の元請であるわけが造成工事は[]さんから[]という会社に発注した。実際の施工業者が二次、三次下請け業者ということで、途中までは[]の担当者が来て境とかなんかを教えていたんですけども途中から自分たちで造成工事をやってくれ、工事に関しては協力できませんということで、担当者が途中で抜けてしまったんですね。下請け業者もわからないまま工事をやった経過がこういう形になったということでございます。以上そういう流れになっていますのでご報告申し上げます。

議長（武藤良一）会長　わかりました。こういうふうな問題も出ますので、地元の、太陽光設置の場合は各担当委員の方、地元を目を光らせて地元の地主さんによく話を聞きながら進めていくようにしていただければいいのかなというふうに思いますのでよろしく申し上げます。よろしいですか。

7番（菅野達雄）委員

議案39号の9についてなんですが、事務局の説明だったんですが、30アール超えると、あと何と言ったんだったか。

事務局　転用面積が30アールを超える案件につきましては、福島県農業会

議が主催する常設審議委員会というのがあるんですが、常設審議委員会に諮って意見をもらってその後に転用許可をするという流れになっていますのでよろしくお願ひいたします。

議長（武藤良一）会長 よろしいですか。 その他ございませんか。

（意見なし）

それでは採決いたします。

議案第39号1から10について、原案のとおり許可することに賛成の委員は挙手をお願いいたします。

（全員挙手）

議長（武藤良一）会長 全員賛成ですので、議案第39号1から10については、原案のとおり許可することに決定いたしました。

次に日程第9、

議案第40号「農業経営基盤強化促進法に基づく農用地利用集積計画の承認について 利用権貸借」を議題といたします。

事務局の説明を求めます。

（事務局説明）

議長（武藤良一）会長 事務局の説明が終わりました。

本議案中12について 番 委員が議案に関係がありますので、農業委員会等に関する法律第31条の規定により、議事に参与できないこととなっています。

よって、関係する委員を除斥して審議することといたします。

議長（武藤良一）会長　　まず、議案第40号1から11について、事務局の説明に対する質問及び意見を許します。

質問、意見ございませんか。

（意見なし）

議長（武藤良一）会長　　それでは議案第40号1から11について採決いたします。

議案第40号1から11について原案のとおり承認することに賛成の委員は挙手をお願いします。

（全員挙手）

議長（武藤良一）会長　　全員賛成ですので、議案第40号1から11については、原案のとおり承認することに決定いたしました。

次に議案第40号12について審議いたします。

■番 ■委員の除斥を求めます。

（■番 ■委員 退席）

議長（武藤良一）会長　　これより、議案第40号12についての質問及び意見を許します。

質問、意見ございませんか。

（意見なし）

議長（武藤良一）会長　　それでは採決いたします。

議案第40号12について、原案のとおり承認することに賛成の委員は挙手をお願いします。

(全員挙手)

議長(武藤良一)会長 全員賛成ですので、議案第40号12については、原案のとおり承認することに決定いたしました。

■番 ■ 委員の除斥を解きます。

(■番 ■ 委員 着席)

議長(武藤良一)会長 報告します。議案第40号12については、原案のとおり承認することに決定いたしました。

議長(武藤良一)会長 以上で、本日の審議は全て終了しました。

これをもって、平成30年第5回二本松市農業委員会を閉会いたします。

(宣告 午後3時9分)

上記の議事の結果は、事実と相違ないことを証明するため署名する。

平成30年5月18日

二本松市農業委員会

議 長 武藤 良一

署 名 委 員 菅野 達雄

署 名 委 員 佐藤 信喜智